

令和7年度 大庄小学校いじめ防止基本方針

1 大庄小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立大庄小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「大庄小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・令和6年度の認知件数は5件（4件は解消済み、1件は解消に向けて取組中）
- ・からかいや悪口など、言葉による問題は時々発生していますが、全教職員共通理解のもと、担任が中心となり、事実を明らかにした上で、児童の内面を聞くこと、毅然とした指導、保護者への連絡、市教委や警察との連携等により、問題の早期発見・解決に取り組んでいます。

(2) 本校の課題

- ・いじめは絶対に許されない行為であることを、児童にしっかりと伝えるとともに、教育活動全体を通して、自他の人権を大切にする心を育み、児童の学級での温かい居場所づくりと絆づくりに努めることです。
- ・からかいや直接の悪口等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、多様性を認め「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取り組み(児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等)を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組めます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるよう改善に努めます。

※参照 7P【表2 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・些細ないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組めます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。また、アンケート実施後は、複数人で再確認し、いじめの早期発見に努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

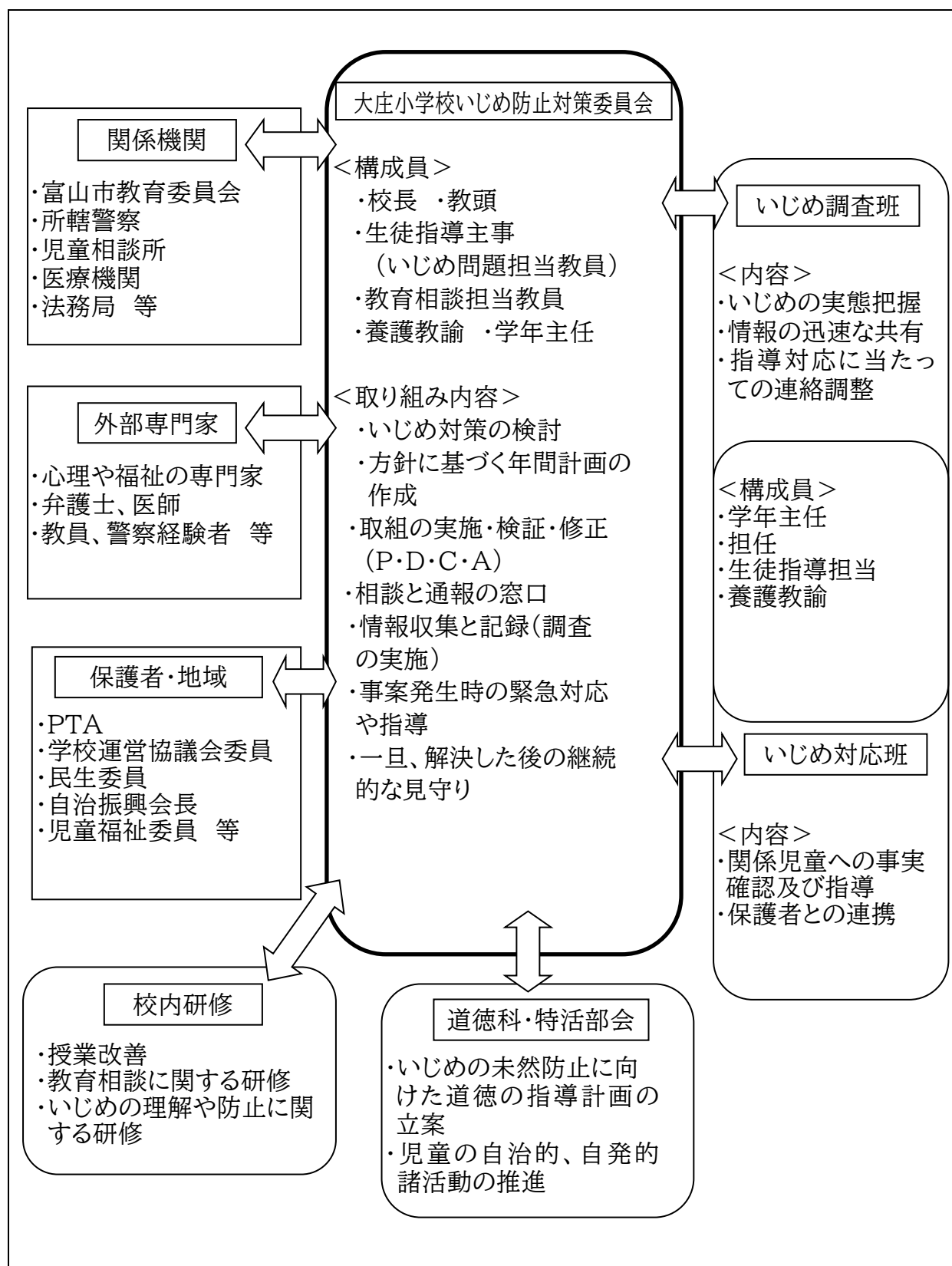
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照 4P【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

6P【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為を止めさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (法第22条に基づく組織 <必置>)



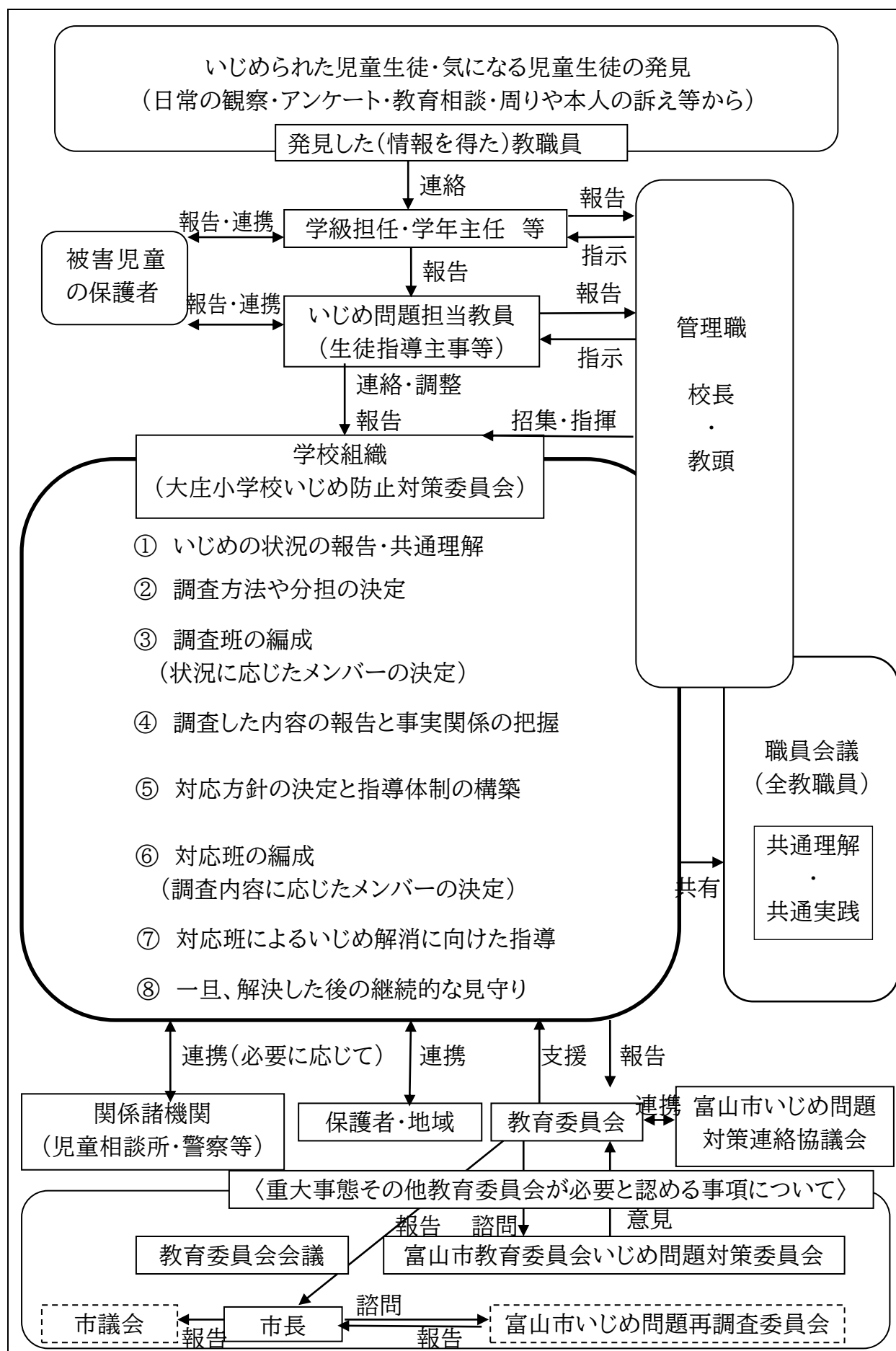
※1 「生徒指導委員会」等、既存の組織を母体に設置してもよい。

※2 学校の規模や地域の実態に合わせて役職を置く。

【表1 大庄小学校いじめ防止対策委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	稲本 堅太郎	総 括		
教頭	大崎 智子			
教務主任	村上 将和			
生徒指導主事	根塚 実来	調査班		
カウンセリング 指導員	必要に応じて市に要請を依頼	調査班	対応班	
スクール カウンセラー	伊東 真理子			
スクール ソーシャルワーカー	清水 剛志			
各学年主任	1年:高田 真優 2年:根塚 実来 3年:滑川 寧 4年:加茂 峻輔 5年:岩本 佳己 6年:柳田 朱音 特支:加藤 有未	調査班	対応班	
養護教諭	高柳 香織	調査班		
教育相談担当	根塚 実来	調査班	対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月	
校内委員会等	校内生徒指導委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会議	事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施 学年懇談会での保護者啓発		いじめ問題に関する職員研修会①		
未然防止への取組		いじめ実態把握調査 ①学級・学年づくり 人間関係づくり (運動会・校外学習等)		児童会による未然防止に向けた自治活動		
早期発見への取組	保護者・児童いじめ防止基本方針の説明	毎月の生活アンケート・教育相談の実施		保護者学校評価アンケート		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
校内委員会等	校内生徒指導委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施	いじめ問題に関する職員研修会②		校内生徒指導委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取り組み	②学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習・校外学習・学習発表会等)		児童会や生徒会による「人権週間」への取り組み			道徳・特別活動計画へ生かす
早期発見への取り組み		毎月の生活アンケート・教育相談の実施		保護者学校評価アンケート		

※ 各学校の年間の教育計画に合わせ柔軟に立案する。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」(平成23年3月 文部科学省)
「富山市いじめ防止基本方針」(令和5年8月 富山市教育委員会)
(令和7年3月改訂 富山市教育委員会)